

事務局

それでは、これより「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」第13回委員会を開催いたします。

はじめに、森口農村振興課長よりごあいさつを申し上げます。

森口農村振興課長

第13回第三者委員会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。

また、日頃より、本県の農業振興と農村の活性化に御尽力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、今般国の農政改革が行われ、昨年12月に策定されました「農林水産業・地域の活用創造プラン」において、農業を産業として強くしていく「産業政策」と車の両輪をなす「地域政策」として、農業・農村が果たしている多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援する日本型直接支払制度が創設されました。

この日本型直接支払制度は、「多面的機能支払交付金」「中山間地域等直接支払交付金」「環境保全型農業直接支払交付金」の3つの事業で構成されていますが、その柱の一つ「多面的機能支払交付金」は、平成25年度まで実施していた農地・水保全管理支払交付金が、事業内容の組替え・拡充され、新規に創設されたものでございます。

県としましても、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、従来の農地・水環境保全向上対策と同様に、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を積極的に支援してまいります。

本日は、「多面的機能支払交付金の制度」や「多面的機能支払交付金事業の実施に関する県の基本方針」及び「平成25年度実績と26年度取組状況」についてご説明させていただいた後に、活動組織の皆さんとの意見交換会を予定しております。

皆様には、本交付金の執行状況について厳しく点検していただくとともに、活動組織の取り組みに対する評価及び助言等をいただきますよう、お願いを申し上げます、ごあいさつといたします。

事務局

それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

第三者委員会の塩谷弘康委員長でございます。

次に、佐藤和子副委員長でございます。

次に、懸田弘訓委員でございます。

次に、河嶋耕委員でございます。

次に、菊地ミドリ委員でございます。

次に、進士徹委員でございます。

次に、田代かよ子委員でございます。

以上、7名の委員全員のご出席をいただいております。

本委員会設置要綱第5条第1項の規定により、本日の委員会は成立しております。

続きまして、県側の職員をご紹介します。

森口農村振興課長

土崎南会津農林事務所農村整備部長

大沼南会津農林事務所農村整備部農村整備課長でございます。

続きまして、福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会側の職員をご紹介します。

渡辺事務局長でございます。

それでは、本委員会設置要綱第5条第2項に「委員会の座長は委員長を充てる」とされておりますので、これより座長を塩谷委員長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

座長（塩谷委員長）

それでは、これから進めていきたいと思っております。

前半は議事の（2）から（5）、その後いったん休憩を入れまして、席を替えて意見交換会という形で進めていきたいと思っております。現地調査については終了しておりますので、（2）の「日本型直接支払制度について」から事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局の大瀧でございます。座って説明させていただきます。

日本型直接支払制度については資料の1～3でご説明いたします。まず、資料の3をお開きください。

この制度の法律の名称は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」、法律の趣旨は、国が平成25年12月に制定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払の取組を法律に位置づけし、平成27年4月1日から施行としております。

この制度の効果としましては、地域の共同活動を支援することによる多面的機能の発揮の促進と、担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることで、担い手への農地集積という構造改革を後押しすることです。また、法律の制定により安定的な制度となり、本県では法令条例経費として予算を優先的に配慮する予定でおります。

日本型直接支払制度の対象となる取組は（3）「農業者団体の取組等」でございます。

①多面的機能支払に相当するもの、②中山間地域等直接支払に相当するもの、③環境保全型農業直接支払に相当するもの、この3つの交付金で構成されております。

①の多面的機能支払交付金は、農地・農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動を支援するものです。

②の中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等の農業生産不利地域を補正するため、農業生産活動（例えば耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化など）を将来に向けて維持するための活動を支援するものです。

③環境保全型農業直接支払交付金は、農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組をあわせて行うことにより、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援するものです。

裏面をお開きください。「制度の仕組み」ですが、平成27年4月の施行に向け、農林水産大臣が「基本指針」の策定を行います。それに基づきまして、県は「基本方針」、市町村は「促進計画」、このほかに活動組織が「事業計画」を策定いたします。活動組織の事業計画につきましては現行のままで継続されることとされています。

資料の1を説明させていただきます。資料1「多面的機能支払交付金のあらまし」ということで、国からのパンフレットでございます。

1ページをお開きください。日本型直接支払制度につきましては、先ほど申しました多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払がございますが、その中で主体となるのが多面的機能支払交付金でございます。この中にも2つの事業メニューがございます。1つは農地維持支払です。農業者等による組織の取組として、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等の活動を支援するものでございます。

2つ目は資源向上支払でございます。地域住民を含む組織の取組が、水路・農道等の軽微な補修や、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全を行う地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援するものでございます。

2ページ目をご覧ください。交付金の構成と取り組む活動に対する交付金は、田、畑、草地により単価が異なります。交付金額の負担割合ですが、国が2分の1、県と市町村は4分の1ずつとされております。

3ページ目をお開きください。「支援の対象となる組織」ですが、従来の農地・水保管理支払では、非農業者を含んだ組織でしたが、多面的機能支払の農地維持支払交付金においては、農業者のみの組織でも交付の対象となります。資源向上支払交付金は農業者と非農業者での組織となります。

ページが飛びまして5ページ目をお開きください。資源向上支払交付金（共同活動）の特徴についてご説明させていただきます。

③の「多面的機能の増進を図る活動」ということで、地域の創意工夫による活動に対して交付されるというものです。遊休農地の有効活用では、農業体験農場などが考えられます。農地周りの共同活動の強化というところでは、本日、現場で見ましたように緩衝帯への手入れといったものが考えられます。防災・減災力の強化ということでは、事例をいいますと田んぼダムといったことがございます。医療・福祉との連携ということでは、老人ホームや福祉施設との農業体験のための農地の貸出、散策コースといったものが考えられます。農村文化の伝承を

通じた農村コミュニティの強化は、五穀豊穰の祭事ということが挙げられます。

次に6ページをお開きください。5の「対象となる農地」です。以前ですと農振農用地内の農用地が対象でしたが、農地維持支払交付金だけは、地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認めた農用地が、活動として加わりました。いわゆる農振白地でございます。

また、地方自治体の条例、法律等により適正な保全管理が図られているものといったものがございます。他県の先進的な事例ですと、神奈川県ではヒートアイランド現象の防止のために市街化区域内の農地について対象にしているといったものがございます。資料1については以上でございます。

次に資料2をお開きください。主なものとしまして枠内の変更点がございません。

① 活動組織は事業計画作成にあたり、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払と多面的機能支払を組み合わせるの作成が可能となっております。従来は各交付金ごとに各計画書をつくっておりましたが、今回の日本型直接支払制度になったことによって、各施策を組み合わせる活動計画書が作成できます。

② 交付ルートでございます。従来は、国、県、市町村の交付金が協議会に集められ、協議会から活動組織へ交付されております。この流れが通常の交付金や補助金のように、国から県、県から市町村、市町村から活動組織へというように各施策のルートが1本化され、事務の簡素化が進められます。地域協議会は、県、市町村、活動組織等の事務を支援する組織として現在、国のほうで検討中でございます。

以上が平成27年度から施行される日本型直接支払と、多面的機能支払の事業制度の概要と主な改正点についてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

座 長

ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対してご質問がありましたら、委員の方々から挙手をお願いいたします。

懸田委員

質問というよりはお願いなのですが、資料1の5ページ、一番下の農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化についてなのですが、教育長さんや学校の校長さんの中には民俗芸能だと即、宗教だからダメだと考え、宗教と信仰の区別がついていない方がいます。これについてですが、神職とか住職が主導権をとって強制的に行う神事・仏事は宗教なのですが、一般庶民の方が豊作祈願だとか無病息災とか自主的に何十年、何百年前からずっと行ってきた行事は、たとえお寺や神社でそれを演じて、これは宗教ではなく信仰なのです。これは当然認められます。ですので、国、県、市町村が文化財に指定して補助金も出している。もし宗教だったら補助金は差し上げられません。

今回の議会でも、文化庁が特に被災した県の、地震で壊れた道具などについて、

	<p>その団体に対して、この3年間で6,000万円以上を投じています。そのほとんどが民俗芸能です。</p> <p>こういう事例がありますので、宗教と信仰の区別をきっちりとさせていただいて、お寺と神社が関係あるから宗教だというふうにはなさないでご指導賜りたいと思います。よろしく願い申し上げます。</p>
座長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほどの説明の中で五穀豊穡について話がありましたけれども、懸田委員から出されたようなこと、区別というものがきちんとされているのかどうか、ご存じの方がいましたら説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>今回新たに設けられたメニューでございまして、全国的にもそういう情報はまだ集まっていない状況でございまして。懸田委員のほうのご意見を参考にしまして、市町村や各組織が適切に運用できるよう、説明していきたいと思っております。</p>
座長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p>
進士委員	<p>資料2のところなのですが、平成27年度から多面的機能支払が法律に基づいて施行されるというご説明をいただきましたが、例えば地域で活動している農地維持支払交付金についてです。地域のNPOであったり、現状を見ると、農業者だったり個人事業者、要するに、都市農村交流型と書いてあるのですが、事業を具体的に企画して実践していくという計画を立ち上げた場合に、最初に何をすればいいのか説明していただければと思います。</p>
座長	<p>農地のところの活動組織の例ということなのですが、それに対していかがでしょうか。</p>
事務局	<p>農村振興課の高野と申します。組織の立ち上げに関して、資料1の3ページをお開きください。活動組織の立ち上げ方、先ほど進士委員がおっしゃったように都市農村交流型とか、そのほかにもこの資料の中に住民参加型とかいろいろあるのですが、まずは組織の立ち上げにつきましては、活動組織の母体となる構成員の中で話し合いをしていただき、市町村と協定を結んでいただきます。その内容に応じて地域協議会に活動計画書を提出しまして、申請承認を受けて組織として立ち上げるという大きな流れになっております。</p> <p>平成27年度からは、活動組織は地域協議会の支援を受けて事業計画書（多面的・中山間・環境保全型農業）を作成し、申請し認定という流れになっております。</p> <p>以上です。</p>

進士委員	ありがとうございました。
座 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにかがですか。それでは、もしあればまた出していただくことにします。続きまして（３）福島県多面的機能支払の実施に関する基本方針について、お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>私、大瀧のほうから説明させていただきます。</p> <p>資料４をお開きください。この基本方針は、多面的機能支払交付金実施要綱の制定に基づき、県が策定いたしました。４月に市町村担当者会議等で素案を示し、意見照会等を整理して５月に農政局へ協議し、６月には農政局の同意を得ております。基本的には、平成２４年４月に本県が策定した「農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針」を継承した内容となっております。</p> <p>１ページ目をお開きください。基本的には国が作成したひな形が掲示されますので、それに基づいて作成する形でございます。２の農地維持支払交付金の（１）③をご覧ください。福島県独自の活動としましては、会津地域等の豪雪指定市町村での活動として、農用地での急激な融雪による法面等の浸食抑制のために、雪解け時期に粉炭や灰等の融雪剤の散布を行うことや、融雪排水促進のための溝きりを行うことを追加しております。</p> <p>２ページ目をお開きください。積雪による水路の損壊の防止や、水路の雪割りや冬期間の水路のふた掛けを行うものです。これは雪や落石などから水路を適切に維持するために取り組む活動として該当いたします。</p> <p>また、水路、ため池の配水操作といたしまして、地域の水需要に基づいた適正な配水操作の活動に対して交付対象といたします。</p> <p>（３）交付金の対象農用地は日本型直接支払制度でご説明いたしましたように、本県では地方公共団体が農振農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地についても、交付対象としております。つまり、農振農用地と隣接する農用地であれば該当するということです。また、環境衛生上の問題、景観形成、防災や減災といったものについては、その場合に応じて必要であれば、一体的なエリアとして取り組むことができるといったものでございます。</p> <p>３ページをお開きください。福島県独自の活動として、３の「資源向上支払交付金（共同活動）」です。（１）の③水路、ため池の転落防護柵や注意看板等の安全施設の老朽化箇所の補修等の対策を行うことを掲げております。</p> <p>４ページ目をお開きください。「資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）」でございます。集落が管理する水路の取水施設の補修更新、ため池の堆積土砂等の浚滞を行うことを掲げております。</p> <p>次に５ページをお開きください。「広域協定」の規模です。要綱では 200ha 以上を広域協定の規模としておりますが、各県の考えで、生産条件が不利な農用地等が存在する場合には対象地域を 100ha 以上とすることができるとされております。</p>

本県ではこの要件を採用するとともに、活動組織の規模拡大による活動内容の効率化や会計事務の集約等の推進のため、設定要件を緩和しております。

最後に、「地域の推進体制」でございます。こちらにつきまして、関係機関の役割は従前の基本方針を継承したものとしております。今回、県の役割として、(2)の①、基本方針の策定、市町村や協議会と連携した活動組織への指導、また、本第三者委員会の設置と運営がございます。それ以降につきましては従来のものを継承した形になっております。

以上が、本年度策定しました多面的機能の基本方針の内容でございます。よろしく申し上げます。

座 長

ありがとうございます。それではご質問を受けたいと思います。

私から1点質問ですが、先ほど資料の2のほうで地域協議会の位置付けについて検討中というご説明があったかと思うのですが、今の資料4の7ページ、関係団体の役割分担表がございますが、これは検討しているものなのですか。それから地域協議会の位置付けについてどのように変わるのかということをわかりやすく教えていただきたいです。お願いします。

事務局

こちらの基本方針につきましては、あくまでも平成26年度までということにさせていただきたいと思います。平成27年度からは地域協議会は推進・指導に力を入れるということになります。資料の7ページをお開きいただきまして、参考の2というものがございます。こちらにつきまして、現在、地域協議会は国、県、市町村から交付金をいただいて活動組織へ交付しています。役割としましては、参考1にあります、5の推進・指導ということで、活動組織への説明、活動に関する指導・助言、推進に関する手引きの作成、活動組織を支援する組織への支援ということです。大きく変わりますのが6の交付・申請事務でして、こちらが平成27年度からは県と市町村のほう为主体となって進めるという点で大きく変わります。それから交付・申請事務については、県と農林事務所及び市町村を協議会が支援していくといった形で現在検討されている状況です。

座 長

ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

それでは、次の(4)平成25年度農地・水保全管理支払事業の取組実績と、(5)平成26年度の多面的機能支払事業の取組について、一括して説明していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局

農村振興課の高野と申します。座って説明させていただきます。

私からは議事の(4)平成25年度農地・水保全管理支払事業の取組実績及び(5)平成26年度多面的機能支払事業の取組について、併せてご説明申し上げます。資料の5をお開きください。

まず、多面的機能支払交付金における「農地維持支払と資源向上支払(共同)」の平成25年度実績、平成26年度取組について説明します。

1 ページをご覧ください。多面的機能支払交付金における「農地維持支払と資源向上支払（共同）」を市町村ごとに整理した表になります。表中、左から平成25年度の実績、平成26年度の9月末時点での取組数値、増減ということで示してあります。

平成26年度は9月末時点での取組数値を示してあります。多面的機能支払の採択に関しましては、平成26年度は農地・水保全管理支払交付金からの制度移行により、特例措置として12月25日まで新規採択が認められており、本年度は農地・水・環境保全向上対策地域協議会による採択を6月、9月、12月と3回に分けて実施することとしております。よって今後、12月採択分がこの数値に足されることとなります。なお、多面的機能支払の農地維持支払と資源向上（共同）支払交付金を足したものは、農地・水保全管理支払の共同活動支援交付金に相当するものなので、平成25年度の実績欄は共同活動支援交付金の数値を記載してあります。

まず、平成25年度の合計欄をご覧ください。活動組織数が594組織、交付金算定面積の計が3,390,973a、支援交付金の計が、1,105,283,830円となります。平成26年度の合計欄をご覧ください。活動組織数が785組織、交付金算定面積の計が4,050,796a、支援交付金の計が1,781,365,122円となります。増減としましては、多面的機能支払交付金に移行した平成26年度は、活動組織数が191組織、交付算定面積が659,823a、支援交付金が676,081,292円増えています。

市町村数につきましては、平成26年度の9月末時点では44市町村となっております。平成25年度が空欄となっている桑折町、矢吹町、泉崎村、中島村が新たに多面的機能支払に取り組む市町村として増えています。増えた要因としましては、多面的機能支払の制度移行に伴い、農地維持支払の活動が農家のみの取り組みでも可能となり、農地・水保全管理支払の時よりも要件が緩和されたことが挙げられます。また、県としましても農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、農業者等が取り組む共同活動への支援の必要性があること。また、経営所得安定対策の米の直接支払交付金が平成25年度の15,000円/10aから、平成26年度には7,500円/10aと減額されたことにより、多面的機能支払がその減額分に対する農家の所得確保への側面的な支援にも繋がるとの立場から、市町村、土地改良区、JA、集落等に対して、取り組みの拡大推進を図ってきたことによるものと考えております。

また、市町村別では、会津若松市が58組織と大きく増えています。これは、会津若松市の農地・水の時の取組面積が約45,000aと、市全体の農振農用地に占める割合が7%（45,000÷650,000a）であったということもあり、制度移行に伴い、市として多面的機能支払の推進に対して積極的に取り組んだ結果だと思われま

す。

2 ページに関しましては、支部別にデータを分けて整理した一覧表となっております。

続きまして3 ページをご覧ください。多面的機能支払交付金における施設の長寿命化について、平成25年度の実績、平成26年度取組について説明いたしま

す。

3 ページは市町村ごとに整理した表になっております。先ほどと同じように、左から平成25年度の実績、平成26年度の9月末時点での取組数値、増減ということで示してあります。

長寿命化の交付金の横に、地域資源プランという欄が設けてあります。これは、広域活動組織が管理する、施設の長寿命化対策の計画的な推進を図るために作成するプランとなっており、いわき市で1組織、「愛谷江筋愛護会」で取り組むこととなっております。

平成25年度の合計欄をご覧ください。活動組織数が53組織、対象農用地が229,672a、交付金が計90,956,720円となっております。

平成26年度の合計欄をご覧ください。活動組織数が46組織、対象農用地が200,286a、交付金が計78,181,000円となっております。増減としては、活動組織数が7組織の減、対象農用地が29,386aの減、交付金が12,138,720円の減となっております。これは平成25年度の完了が11組織、平成26年度の新規が4組織となっており、完了の11組織に対して新規が4組織となっているため、差引7組織の減となっており、それに伴いまして対象農用地、交付金の減となっております。

新規地区に関しましては、福島市、二本松市、南相馬市、いわき市で、それぞれ1組織となっております。長寿命化等の採択にあたりましては、施設の老朽化、施設規模、集落の合意形成等を考慮しまして、要望量調査の上、優先順位をつけて採択としております。

次の4ページ目なのですが、これは支部別に分けて整理した表ということになっております。

続きまして5ページをお開きください。農地・水保全管理支払交付金の復旧活動支援交付金について、平成25年度実績、平成26年度取組について説明いたします。

5 ページは市町村ごとに整理した表になります。先ほどと同じように左から、平成25年度の実績、平成26年度の9月末時点の取組数値、増減ということで示してあります。

平成25年度の合計欄をご覧ください。活動組織数が37組織、対象農用地が217,643a、交付金が計74,446,160円となっております。

平成26年度の合計欄をご覧ください。活動組織数が25組織、対象農用地が167,506a、交付金が計54,631,720円となっております。増減としては、活動組織数が12組織の減、対象農用地が50,137aの減、交付金が計19,814,440円の減となっております。これは、平成25年度の完了が16組織、平成26年度の新規が4組織となっており、完了の16組織に対して新規が4組織となっているため、差引12組織の減となっており、それに伴いまして対象農用地、交付金が減となっております。

新規地区に関しましては、4組織ともいわき市の組織であり、震災後、組織として話し合ったところ、新たな復旧活動として取り組む必要があるとして整理さ

れたことから、平成28年度まで取り組むとして採択したところです。

復旧活動につきましては、実施期間が当初、平成23年度から平成25年度となっておりましたが、県としましては、東日本大震災及び原発事故からの復旧状況を受けまして、実施期間の延長を要望したところ、平成28年度までの3カ年間の事業制度が延長されたところであります。

6ページ目、これにつきましては支部別に分けて整理した一覧表となっております。

説明は以上となります。

座 長

ありがとうございました。平成25年度と平成26年度の数値を比較していただきましたが、何かご質問はありますか。因みになんです、県の見込み、あるいは目標からすると、平成26年度の値はどう解釈したらよろしいのでしょうか。

事 務 局

県の目標ですけれども、予算的には農地維持の面積ベースで約61,000haを目標としております。現在は、9月末時点では40,500haの取組数値で、12月末時点においては要望調査の結果から、61,000haに対して44,000haの要望があり、面積ベースで約70%になっております。そのほかに、資源向上支払につきましては、取組面積が、当初想定しておりました35,000haに対し、40,000haということで、115%になっております。トータルでは約80%の充足率になっております。

座 長

ありがとうございます。
皆様のほうからいかがでしょう。

菊地委員

資料2なのですけれども、2つあわせた施策の交付のルートで難しい点はないのですか。調整の観点からご説明をお願いします。

座 長

これは、法律の中に3つの事業がつくられて、その調整ということでございますか。

菊地委員

その調整です。簡単にまとめるとどういった内容かという質問です。

事 務 局

3事業を合わせた形で計画書の中に盛り込むということなので、この中に盛り込まれることで3事業を調整する形で活動計画の交付金ができるようにしています。

菊地委員

調整の段階で、簡単で理解しやすくできるか心配です。

事 務 局

それについては、調整が必要な部分もあるかと思っておりますので、意見交換等を重ねて、活動計画書をまとめていきたいと考えております。

座 長	<p>よろしいでしょうか。 ほかにいかがでしょうか。</p>
懸田委員	<p>2つのことについて感じたものですから、お急ぎでお願いしたいと思います。 1つは資料1の8ページ、事務の簡素化ということで、窓口を1本化してご指導いただけるということは非常にありがたいことです。 もっとありがたいことは、そのひな形をつくってくださるということです。一般の県民は補助金交付要綱を見ただけで大体拒否反応を起こします。ひな形を作って、申請に沿って書いていただければいいというのは本当にありがたく思い感謝申し上げます。 それから、多面的機能の事業内容が、昔と比較すると考えられないほど多面的です。国の事業にしてもなににしても、高齢化が気になりますけれども、事前の予防的な事業は考えられませんでした。本当に国民、あるいは県民への思いやり、要望をくみ取ってくださった事業で、感謝申し上げたいと思っております。 それから、今ほど目標の70%、80%という話がございました。国も県も予算的には確保してあるわけです。このような素晴らしい事業で余るといのは非常にもったいないです。これまでこういった広報をしているのか教えていただけませんか。</p>
座 長	<p>最後の1点、ご質問ということでよろしく申し上げます。</p>
事 務 局	<p>周知、推進にかかりましては、4月から市町村担当者会議等を始め、県の担当も含めまして担当者会議を行い、各活動組織等への周知を図っております。そのほか、県では6月以降、市町村、JA、土地改良区等に対して、キャラバンという形で制度の周知及び取組活動内容の説明を行っています。</p>
懸田委員	<p>ありがとうございます。</p>
座 長	<p>今日は地域協議会の渡辺事務局長も参加されています。すぐに目標の100%にはならないと思うのですが、妨げになっている部分を解消していくことで充足することはできるでしょうか。</p>
渡辺事務局長	<p>市町村さんの推進が大事ですので、推進をお願いしております。私どもは皆様に事業の必要性を説き、予算の確保を行います。予算を確保するというのは農業者、そして自分たちの暮らしの収入も安定してくるということを示しております。12月末までの申請受付期間がございますのでさらに進めていきたいと考えております。</p>
座 長	<p>お願いします。</p>

森口農村振興課長

先ほど担当のほうから説明させていただきましたが、この制度の概要がわかったのは今年の12月です。国から発表があって、その後、国と県の説明会を3月まで3度ほど県内で実施しております。市町村の担当者の方にお集まりをいただいた説明会を3月中に行いました。4月には担当者が変わったところもあろうということで、もう一度市町村の方に来ていただいて実施しました。しかし、その中で7つの市町村の方が欠席されたので、訪問して説明を全市町村に行いました。その後、6月からキャラバンを実施し、第1弾目のキャラバンが6月、7月で終わり、今度は第2弾ということで9月末からキャラバンを現在展開しております。

キャラバンの中で、先ほど委員長から何が支障になっているかというお話がありましたけれども、キャラバンの中で出てきた意見をご紹介します。と思います。

まず、予算の関係ですが、国と県は平成26年度の当初予算に、先ほどお話ししました面積と予算を確保しております。ただし、事業の概要が今年の12月の中旬以降に発表になったものですから、市町村によっては当初予算に計上できなかった所もあるかと思えます。当初予算に計上していない場合に限っては、大幅に増やすというのは財政のほうから認められない事情がございます。

来年度、平成27年の4月1日から法律に基づく制度になるので、それに合わせて行うという市町村もございます。

中山間地域等直接支払制度と農地維持支払の場合は重複して実施することが可能です。中山間地域で農地・水に今まで取り組んでいなかったところについては、今の組織のままで新しい多面的機能支払を行っていただければ結構です。プラス3,000円支払われますと説明しているのですが、中山間の直接支払のほうは、今年が第3期対策の5年目の終期にあたり、来年の4月から新しい対策が始まるので、それに合わせて一緒に行う市町村もございます。

それから、後ろ向きという話では、高齢化が進んで地域の中にリーダー、まとめ役がいなくてやりたくてもやれないという集落もございました。

また、農地・水のときも会計事務が複雑で、高齢の方ではなかなかできないという意見もあり、取り組めないというお話もございます。

座長

ありがとうございます。ご説明いただきましたけれども、その点、委員の皆様から何かご意見、あるいはご感想、ご質問でも結構です。いかがでしょうか。

それでは、時間も押していますので、この後の意見交換でもできるかと思えます。意見交換の時間ですので、終了させていただきます。